

第 1 1 3 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 1 0 分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3 階 会議室

3 出席農業委員 （1 4 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （0 人）

5 出席農地利用最適化推進委員 （5 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について

審査会2 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長	それでは、只今より第 113 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 7 件、審査会 2 件、報告事項 10 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、本日、農地利用最適化推進委員は 5 名の出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 13 番田中委員と 1 番宮本委員によりをお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 及び No. 2 については、同一の申請人により、関連性がございますので、一括をして説明をお願いしようと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 及び No. 2 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 8 ページをご覧ください。本事案については、申請人の居住する宅地に隣接する申請地について、双方交換することにより宅地と農地を一体的に管理しようとするものでございます。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率のかつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 6 番小柳委員、推進委員 1 番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
6 番	先日現地を見てきました。ここに関してはそれぞれの畑があって混在しているような状態であったのを交換することでそれを解消して一体的に利用するというですでもうきれいにそれぞれが管理している状態で自然な状態になるということなので特に問題はない関係だと思います。以上です。

議長	はい、福田委員。
1 番 (推進委員)	同様です。別にありません。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。No.1 について許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2 について許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3 とNo.4 についてですが、私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。
職務代理	それではNo.3 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、9ページから15ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し、年齢的にも管理が難しくなったため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、定年を機に、営農規模の拡大を考えていた譲受人が応えるものがあります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第

4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員13番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番 吉村委員は出張と重なったということでしたから8日には廣岡単独で譲受人のご夫婦から聴取させていただきました。今回の該当農地に関しましては親、ご両親の方から相続した畑に関連をする畑でございます。基本的に相続そのものは今回の譲受人のお兄さんが一括相続されたと聞いております。その相続した畑に関して途中でお兄さんが亡くなっちゃって義理のお姉さんが管理されとって今回ある程度歳だからということと譲受人が就農したいということで今回の申請に至っております。若干双方の考え方の違いがあって一部の畑に関しては極早生が早々に伐採がされておるということもありますけれども適正に管理されておる畑で相続をされる今回譲り受けるということになると思います。営農計画の中でちょっと気になったのは防除の機械を持っておりませんでしたからミカンバエの防除等どうするのかというのが一番気になったんですが家が近いということもあって今まで●●●●が一部の圃場に関して管理を受けておられました。今回それを譲受人が受けるということになるんですが防除の機械に関しては●●●●の機械を借りるということの場合については●●●●が防除をするということそのあたりで対応するということでしたから営農計画の中には防除の機械が入ってませんけど妥当な状況になるんだろうと思っております。一応自分の親からの代々の畑をそのまま維持管理し適正に維持管理をしていくという意向でございましたが問題はないかと思っております。以上でございます。

職務代理 吉村委員お願いします。

13番 (推進委員) 現地の方確認してまいりました。一番上の●●●●についてはですね果樹が植わっておりまして適正に管理されておりました。ただ出入りが非常に困難かなという風なイメージを受けました。本人のお宅がすぐ隣にあるということでそれから出入りするだろうとは思いました。それから次の二つ●●●●と●●●●ですかこれも昨春まで果樹園だったということでちょっと草が生えてるんですが草を刈ればすぐにでも農業ができるという状況でございました。軽トラも横付けできるというとてもいい場所だということでございます。それからあと二つの土地ですけれどもここはこれまで●●●●が管理耕作を

されてたということで先ほど廣岡さんからお話があったように今後も●●●●
●がお手伝いをしていただけるという話でございました。それと●●●●●は
小さい土地なんですけれどもこれについては三角の土地で石垣があって一段
高くなっている土地でございまして腰掛程度にしか使えないというイメージ
でした。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決いたします。本件を許可することに賛成の農
業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いてNo.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明
させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それ
では農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資
料は、16ページから20ページをご覧ください。本事案については、通作距
離が長く耕作が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模の拡
大を図りたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用
要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及
び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次
に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、
今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取
得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人
の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。
次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和
要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合
的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第
2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上で
す。

職務代理 引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委
員からその後の補足説明などがございましたらお願いいたします。

14番 この畑に関しましては8日に中尾委員と一緒に譲受人のご案内で圃場を確認

をさせていただきました。圃場に関しては譲受人のお父さんの代から作業受託をされとる畑でございました。今回ちょうど契機に譲り受けるということでございます。極早生の畑でございましたけれども適正に維持管理がされており問題はないと思っております。以上でございます。

職務代理 中尾委員をお願いします。

15番 (推進委員) この園地につきましては今進めております日良居の園地整備事業の対象園地でございます。譲受人の方で栽培の方もよくやられております。それで極早生については労力配分上今重要な経営の中でも占めておるということで特に園地については問題ないという風に思っています。以上であります。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 それでは続いてNo.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.5についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、20ページから25ページをご覧ください。本事案については、利用権により貸し借りしている申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は

生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 1 番 3月7日の日に國次推進委員と現地を確認しております。23ページに地図が載ってますけれどもこれを見ていただければわかると思いますが譲受人は隣接地を以前から契約栽培していた園地でありましてこの園地が相続によって所有権が変わったという中身でその時点で贈与を譲受人が受けたものがあります。何ら問題はないかと思ひます。詳しくは國次推進委員の方からお願いいたします。

議長 それでは國次委員お願いします。

1 2 番 東谷さんが今おっしゃったように私の方から別にありませんけれどこの畑は以前から譲受人が作っておられ今度●●●●という方が亡くなられて代が変わったものですからこれを機会に贈与という形でしたんだろうと思ひます。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.6についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、26ページから29ページをご覧ください。本事案については、自宅の前の道路を挟んだ向かいの申請地について、管理しやすいため譲り受けたい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、

労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜や果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 10 番藤元委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 水曜日に中元委員と現地を確認してきました。住所を見てもらったらわかる通り譲受人と譲渡人は隣同士の関係になって譲受人の方がすでに現地は耕作している後なんですけどきれいに管理されています。キャベツとあとイモ等を作りたいなということをおっしゃってました。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件は許可をすることに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、30 ページから 35 ページをご覧ください。本案件は、去年の7月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場久賀総合支所から東南東に約 2.6km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準に

についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は町内に住所を有する宅地建物取引業者で、申請地周辺は分譲しており、将来需要が見込まれるため、新たに建売分譲住宅を建築する計画となります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、融資証明書が添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員1番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 先日現地を見てまいりました。この件に関しては先月あった土地のすぐ上にあたります。先月の総会の時は●●●●がまだ他の人の土地になっているということで将来的に問題が出るのではないかという話だったんですけどもそこに関しては今買取の手続き中であるということです。現地については今の所畑として管理されている状態です。以上です。

議長 福田委員。

1番
(推進委員) 別にありません。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程 3、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）No. 1 についてご説明させていただきます。申出者、申出地等は議案書に記載のとおりです。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。議案説明資料は、36 ページから 41 ページをご覧ください。対象の農地区分は、役場大島総合支所から南東に約 1.1km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。申出者は町外に住所を有する個人で、高齢の親が居住する住宅に近い申出地について、自己用住宅を建築する計画となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、申出者は、土地所有者である親の農地に住宅を建築する計画です。事業計画書及び計画平面図から本事業が必要かつ適当であると考えます。また、事業規模や内容から他に代替性はないと考えます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は、生活道に囲まれた 2 辺非農地に位置していることから、農用地区域内における集団化や、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象になっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員 10 番藤元委員、推進委員 9 番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10 番

水曜日に藤岡委員と現地を確認してまいりました。お母さんのところに息さんが家を建てるということで上の農業用倉庫は前からあるものをそのまま使うということでその前に駐車場その一段下の所に住宅を作るように考えて

	いるということです。排水等に関しては近くの水路に流すことになるんじゃないかということですが別段それほど問題ないんじゃないかと思います。
議長	藤岡委員。
9 番 (推進委員)	先日藤元委員と現地を確認してまいりました。息子さんへの贈与でありますので条件等全部クリアしていると思いますので問題ないと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。
5 番	農業用倉庫とかも持たれている方なので農業に対して理解があるんだと思うんですけども周辺にですね、農地この写真で見ると柑橘等樹園地も広がっておりますのでこの住宅が建つことによつての周辺農業への妨げが無いようにっていうのは指導していただければと思っています。以上です。
議長	一応この指導については答弁しますか。
事務局	申請者側にこの件お伝えしようと思います。
議長	他に何かご質問がありましたらお願いいたします。
	(質問等なし)
	よろしいですか。ご質問も無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員でございます。よつて、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いて日程 4、審査会 2 に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農用地利用集積計画（案）につきましてご説明させていただきます。周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第でございます。令和 7 年 3 月 25 日告示予定で新規 5 件 7,295 m ² 、更新 4 件 3,894 m ² 、合計 9 件 11,189 m ² の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。説明は以上です。

議長	ただいまの事務局の説明についてご質問がありましたらお願いいたします。 (質問、意見なし)
	よろしいですかね。ご質問もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
	挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答をすることに決定をいたします。続いて、日程５、報告事項１、農地法第１８条第６項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、報告事項１、農地法第１８条第６項の規定による通知（賃借の合意解約）No.１について、ご報告いたします。資料は４１ページをご覧ください。貸付人、借受人、土地の所在地等は議案書に記載のとおりです。こちら、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、期間は令和２年６月２５日から令和８年６月２４日までの使用貸借権の設定をしておりましたが、合意による解約に至り、２月１０日付けで通知を受け付けております。報告は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問などが無いようでしたら本件報告事項でございしますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程６、報告事項２、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	はい、報告事項２、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。西方、沖家室島、伊保田、油宇、地家室、和田、東安下庄、西安下庄にて９件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は４２ページから７６ページをご覧ください。報告は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。特にご質問なども無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。
事務局	諸連絡についてお伝えします。まず今年度分の活動日誌の整理とご提出を今月中までをお願いいたします。結構皆さん出していない方がいらっしゃるの

でご提出をお願いいたします。次に昨年の１２月の総会における事務連絡の際にもお伝えしましたが、令和７年４月から利用権設定申出書の様式が変更となりますので再度ご連絡いたします。ご不明な点等ございましたら事務局までお申し出ください。次に次回総会開催日は４月１５日（火）来年度から久賀公民館を予定しております。ご注意ください。お手元にスケジュールもお配りしておりますのでご確認ください。開催時間についてはこの後決定する予定としております。議案送付は４月４日（金）までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長

今の諸連絡について何かご質問などがありましたら。よろしいですかね。では以上をもちまして第 113 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和7年3月14日開催の第113回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7年 4月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____